

No.	項目	ページ	意見の概要	県の考え方
1	第 1 教育に関する目標 1 学生の確保に関する目標	3	県立大学は県民の税金によって運営される公立大学であることから、学生募集に当たっては、県内学生の受入れ枠の確保を最優先とし、次いで県外の日本人学生の受入れを図り、社会人や外国人留学生等の受入れについては、これらの学生の確保に支障が生じない範囲で行う方針を中期目標に明記していただきたい。	県立大学は、地域の発展に貢献する公立大学として、県内出身の優秀な学生を確保し、地域社会や県内産業を支える人材を育成することが重要であると考えています。 一方で、県外出身学生や社会人、外国人留学生など、多様な人材を受け入れることは、学生同士が多様な価値観に触れる機会の創出や教育研究の活性化、大学の魅力向上につながるものと考えています。 このため、第3期中期目標（案）では、県内の優秀な学生の確保に向けた学生募集の取組みを強化するとともに、社会人や外国人留学生など多様な人材の受入れを促進することとしており、これらの両立を図ってまいりたいと考えています。
2	第 1 教育に関する目標 5 国際化の推進に関する目標	5	外国人留学生の受入れ促進について、人口減少への対応や国際化の観点から期待する一方で、慎重に検討すべきと考える。国内の若者や地域住民が経済的な困難を抱える中、外国人留学生への支援に公的資金を充てることについて、費用対効果や公平性の観点から疑問がある。 また、外国人留学生に対する語学・生活支援等によって教職員の負担が増加し、教育の質が低下することや、卒業後に県内企業へ就職・定着せず、大都市圏や国外へ流出した場合、地域の人口維持や産業振興に十分に貢献できないことが懸念される。地域貢献と国際化を両立させるためには、公的資金の使途について丁寧に説明するとともに、地域社会への還元を実感できる具体的な仕組みづくりが必要である。	外国人留学生の受入れは、大学における教育研究の国際化や、多様な価値観に触れることによる教育研究環境の充実、大学の魅力向上につながるとともに、地域社会の活性化や県内産業を支える人材の確保にも寄与するものと考えています。 一方で、外国人留学生の受入れに当たっては、財政的な影響や教職員の負担、教育の質の確保等にも十分配慮する必要があると考えています。 このため、大学において、適切な支援体制の整備や効率的かつ効果的な大学運営に努めるとともに、県内企業等との連携を通じて、外国人留学生の県内就職・定着を促進するなど、地域社会への貢献につながる取組みを進めていくことが重要であると考えています。
3	第 1 教育に関する目標 5 国際化の推進に関する目標	5	学びに来る外国人に金銭的な支援は不必要と考える。	第3期中期目標（案）では、大学の国際化や魅力向上、教育研究環境の充実等を図る観点から、外国人留学生の受入れ促進を掲げていますが、外国人留学生に対する経済的支援について具体的に定めているものではありません。 外国人留学生の受入れに当たっては、支援の必要性や財政面での影響等を十分に考慮しながら、適切に取り組んでいくことが重要であると考えています。
4	第 1 教育に関する目標 5 国際化の推進に関する目標	5	富山県として多文化共生を推進していくのであれば、富山県立大学においても、海外の高校や大学との連携をより一層推進すべきではないか。 県内には富山国際大学もあるが、高度な工学分野の専門知識を学べるという富山県立大学の特色を海外に向けて積極的に発信することが重要であり、この点について、さらに検討の余地があるとする。	大学の国際化を推進するうえで、海外の高校や大学との連携に取り組むとともに、富山県立大学の特色や魅力を海外に向けて積極的に発信していくことは重要であると考えています。 第3期中期目標（案）では、外国人留学生など多様な人材の受入れ促進を掲げており、高度な工学分野の専門知識を学べるという大学の特色を活かしながら、海外への情報発信や国際交流の充実を図り、大学の国際化と魅力向上につなげていくことが重要であると考えています。 いただいたご意見については、今後の具体的な取組みを検討する際の参考とさせていただきます。
5	第 4 業務運営の改善及び効率化に関する目標 4 事務の効率化に関する目標	7	事務局組織の見直しや、電子決裁、ペーパーレス化、生成AI等の新たな技術を活用した事務局DXの推進が掲げられているが、これらの取組みについて、現状をどのように把握し、具体的にどのような取組みを進めていく予定なのか。また、現時点で既に進めている取組みがあれば、その内容についても示していただきたい。	大学の事務運営においては、学生や教員の多様なニーズに的確に対応するとともに、業務の現状や課題を適切に把握し、事務の効率化や生産性の向上を図ることが重要であると考えています。 大学では、現在、ペーパーレス化等から順次進めているところであり、第3期中期目標（案）では、こうした取組みに加え、生成AI等の新たな技術を活用した事務局DXの推進や、必要に応じた事務局組織の見直しを掲げています。 今後とも、業務の実態や課題を踏まえながら、具体的な取組みを検討し、効率的かつ効果的な事務局運営を推進してまいります。

No.	項目	ページ	意見の概要	県の考え方
6	第5 財務内容の改善に関する目標 1 自己収入の増加に関する目標 2 予算の効率的な執行に関する目標 3 資産の運用管理に関する目標	7, 8	具体的な収支目標や赤字が発生した場合の是正期限等が定量的に示されていない。 このため、以下の事項を中期目標に明記していただきたい。 ・中期計画期間中の収支に関する具体的な数値目標（自己収入比率、経常収支差額の目標水準等） ・赤字が発生した場合の是正計画の策定・公表を義務付ける規定 ・理事長や学長等の経営責任者の説明責任を明確化する規定	大学の安定的かつ持続可能な運営のためには、健全な財務運営を確保するとともに、財務状況を適切に把握し、必要な改善を図っていくことが重要であると考えています。 第3期中期目標（案）では、自己収入の増加や予算の効率的な執行、資産の適切な運用管理を掲げており、具体的な取組みについては、大学が策定する中期計画等において定めることとしています。 また、財務状況については、適切な監査や評価を通じて確認するとともに、財務情報の公表等により説明責任を果たし、必要に応じて改善を図っていくことが重要であると考えています。
7	第7 その他業務運営に関する目標 3 社会的責任に関する目標	9	コンプライアンスの推進やハラスメントのない教育研究環境づくりが掲げられているが、学生が刑事事件を起こした場合の懲戒処分（退学等）に関する基準が明記されていない。 大学の安全と秩序を確保するため、学生が犯罪行為（刑事罰の対象となる行為）を行った場合の懲戒処分（退学を含む）の基準について、国籍を問わずすべての学生を対象として明確化し、中期目標及び学則等に明記していただきたい。	大学において、学生が安心して学ぶことのできる教育研究環境を確保するとともに、法令遵守を徹底することは重要であると考えています。 学生に対する懲戒処分については、既に大学の学則等に規定されており、国籍に関わらず、個々の事案の内容や状況を踏まえ、公平かつ適切に対応することとしています。 第3期中期目標（案）では、コンプライアンスの推進やハラスメントのない教育研究環境づくりを掲げており、引き続き、大学における法令遵守の徹底と安全・安心な教育研究環境の確保に努めてまいります。